

【参考】改定内容（一部商品）

○ しゅずちゅうCSカードローン

	改 定 前	改 定 後
契 約 規 定	<p>第 15 条(期限の利益喪失)</p> <p>1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は銀行からの通知、催告などがなくても、この契約による債務全額について当然に期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を支払うものとします。この場合、銀行は当座貸越契約を解約できるものとします。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5)相続の開始があったとき</u></p>	<p>第 15 条(期限の利益喪失)</p> <p>1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は銀行からの通知、催告などがなくても、この契約による債務全額について当然に期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を支払うものとします。この場合、銀行は当座貸越契約を解約できるものとします。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) (削除)</u></p>
保証委託約款	<p>第 4 条(求償権の事前行使)</p> <p>1. 委託者について、次の各号の事由が一つでも生じたときは、保証会社は、第 5 条による代位弁済前であっても、通知・催告を要せず、かつ何ら担保の提供をすることなく、委託者に対し、直ちに被保証債務に相当する金額を求償することができるものとし、委託者は直ちにこれを支払うものとします。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p><u>⑥相続の開始があったとき</u></p> <p>⑦～⑪ (略)</p>	<p>第 4 条(求償権の事前行使)</p> <p>1. 委託者について、次の各号の事由が一つでも生じたときは、保証会社は、第 5 条による代位弁済前であっても、通知・催告を要せず、かつ何ら担保の提供をすることなく、委託者に対し、直ちに被保証債務に相当する金額を求償することができるものとし、委託者は直ちにこれを支払うものとします。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p><u>⑥ (削除)以下項番繰上げ</u></p> <p>⑥～⑩ (略)</p>

※ その他のカードローン型商品も上記に準じます。

○ しずちゅうCSフリーローン

	改 定 前	改 定 後
契 約 約 款	<p>第 5 条(期限の利益の喪失)</p> <p>1. 借主について次の各号の事由がひとつでも生じた場合は、銀行から通知・催告書等がなくてもこの契約による債務について当然期限の利益を失い、直ちにこの債務全額を支払います。</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p><u>⑧借主について相続の開始があったとき</u></p>	<p>第 5 条(期限の利益の喪失)</p> <p>1. 借主について次の各号の事由がひとつでも生じた場合は、銀行から通知・催告書等がなくてもこの契約による債務について当然期限の利益を失い、直ちにこの債務全額を支払います。</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p><u>⑧ (削除)</u></p>
保証委託約款	<p>第 4 条(求償権の事前行使)</p> <p>1. 委託者について、次の各号の事由が一つでも生じたときは、保証会社は、第 5 条による代位弁済前であっても、通知・催告を要せず、かつ何ら担保の提供をすることなく、委託者に対し、直ちに被保証債務に相当する金額を求償することができるものとし、委託者は直ちにこれを支払うものとしします。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p><u>⑥相続の開始があったとき</u></p> <p>⑦～⑪ (略)</p>	<p>第 4 条(求償権の事前行使)</p> <p>1. 委託者について、次の各号の事由が一つでも生じたときは、保証会社は、第 5 条による代位弁済前であっても、通知・催告を要せず、かつ何ら担保の提供をすることなく、委託者に対し、直ちに被保証債務に相当する金額を求償することができるものとし、委託者は直ちにこれを支払うものとしします。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p><u>⑥ (削除)以下項番繰上げ</u></p> <p>⑥～⑩ (略)</p>

※ その他の証書貸付型商品も上記に準じます。

以 上